



熊本県公報

第 1 1 8 0 1 号

平成 21 年 4 月 28 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 人吉都市計画下水道事業計画変更認可…………… (下水環境課) 1
- 熊本県林業研究指導所林業研修センター運営要項の一部を改正する要項…………… (農林水産政策課) 1
- 宇土都市計画道路の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 6
- 宇土都市計画道路の変更(熊本県決定)…………… (") 6
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用開始…………… (") 7
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (交通・くらし安全課) 7
- 「介護サービス情報の公表」制度にかかる指定調査機関の指定…………… (高齢者支援総室) 8

公 告

- 基本測量の実施について…………… (土木部監理課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 土地改良区役員の就任…………… (農村計画・技術管理課) 9
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 9

登 載 依 頼

- 浮きガザミのたも網等による採捕禁止…………… (熊本県有明海区漁業調整委員会) 10
- 熊本県有明海区におけるアサリの採捕制限…………… (") 10
- ようこそくまもと観光審議会の開催について…………… (観光交流国際課) 11

告 示

熊本県告示第 4 1 9 号

都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 6 3 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 人吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間 昭和 5 0 年 2 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 4 2 0 号

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項
熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項(昭和 6 1 年熊本県告示第 4 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「熊本県林業担い手対策推進会議」を「熊本県林業担い手対策検討会」に改め、同条中「熊本県林業従事者対策推進会議」を「熊本県林業担い手対策検討会」に改める。

第 7 条第 2 項中「所管地域振興局長」を「、所管地域振興局長」に改める。

第 8 条を次のように改める。

(研修生の入寮)

第 8 条 研修生でセンターを宿泊利用しようとするものは、別記第 3 号様式により宿泊施

設利用申請書を所長に提出し、所長の許可を受けなければならない。
 第 9 条中「の各号を守らなければならない」を「に掲げる事項を遵守しなければならない」に改める。
 第 1 0 条中「一」を「いずれか」に改める。
 第 1 2 条中「別記第 3 号様式」を「別記第 4 号様式」に、「、又は別記第 4 号様式」を「又は別記第 5 号様式」に改め、同条に次のただし書を加える。
 ただし、委託により実施した場合等別に定める修了証がある場合は、この限りでない。
 別表を次のように改める。

別表

熊本県林業研究指導所林業技術研修センター研修課程

課程	区分	種別	研修内容	研修時間	定員
一般研修	林業後継者育成コース	林業後継者に対する林業経営に必要な知識技能研修	学科及び実習 1 森林の経営に関する知識技能 2 森林の生産に関する知識技能 3 木材の利用に関する知識技能 4 林業の政策に関すること。	随時決定	随時決定
	林業従事者育成コース	林業従事者に対する林業経営に必要な知識技能研修			
	林業指導者育成コース	県・市・町・村・林業団体に対する職員研修			
	緑の教室コース	一般県民に対する環境緑化木等の研修	1 環境緑化木等の生産、管理等に関する知識技能		

課程	区分	種別	研修内容
特別研修	車輛系機械コース	車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 8 条第 1 項に規定する業務規程及び法第 7 7 条第 6 項に規定する技能講習等の実施に関する計画に定めるとおりとする。
		フォークリフト運転技能講習	法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 8 条第 1 項に規定する業務規程及び法第 7 7 条第 6 項に規定する技能講習等の実施に関する計画に定めるとおりとする。
	林業架線コース	林業架線作業主任者養成講習	林業架線作業主任者免許規程（昭和 4 7 年 9 月 3 0 日労働省告示第 9 6 号）第 1 条第 4 項に定める講習において厚生労働省労働基準局長が定めるもの（昭和 4 6 年 4 月 1 5 日付基発第 3 2 1 号）により実施することとする。
	はい作業コース	はい作業主任者技能講習	法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 8 条第 1 項に規定する業務規程及び法第 7 7 条第 6 項に規定する技能講習等の実施に関する計画に定めるとおりとする。
	玉掛技能コース	玉掛技能講習（1 トン以上）	法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 8 条第 1 項に規定する業務規程及び法第 7 7 条第 6 項に規定する技能講習等の実施に関する計画に定めるとおりとする。
	小型移動式クレーン技能講習コース	小型移動式クレーン運転技能講習	法第 7 7 条第 3 項において準用する法第 4 8 条第 1 項に規定する業務規程及び法第 7 7 条第 6 項に規定する技能講習等の実施に関する計画に定めるとおりとする。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式

受講願

年 月 日

熊本県林業研究指導所長 様

氏名

熊本県林業研究指導所林業技術研修センターにおける講習（研修）を下記のとおり受講したいので、許可して下さるようお願いいたします。

記

研修・講習名			
現住所			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
資格取得のための免除課目	※注1	健康状況	良 不良
林業従事年数	年 月		
※注2 従事経験年数	年 月		
連絡先			

※

注1 フォークリフト運転技能講習については、必ず普通自動車運転免許を取得していること、また、それを証明する免許証の写しを添付すること。

注2 林業架線作業主任者講習及びはい作業主任者技能講習受講の場合は、その補助作業に従事した年月を記入すること。

添付書類

- 1 自動車運転免許証、住民票、健康保険証等公的機関の発行する本人を確認できる書面の写し
- 2 事業主等の発行する従事した経験年数の証明書

別記第 2 号様式中 「

年 月 日から	泊	日
年 月 日まで		
熊本県林業研究指導所林業技術研修センター 年 月 日 第 号	告示	
・熊本県林業技術研修センター寮則及び講習生心得を遵守すること。		

を

」

「

年 月 日から 年 月 日まで
1 受付時間 2 服 装 3 持参品 4 その他 熊本県林業技術研修センター寮則及び講習生心得を遵守すること。

に改める。

別記第 4 号様式を別記第 5 号様式とし、別記第 3 号様式を次のように改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

別記第4号様式

(表面)

← 91mm →

↑		() 技能講習修了証		→
		第 号		年 月 日	交付	
5		氏 名				
5		生 年 月 日				
m		本 籍 地				
m		住 所				
		熊本労働局長登録教習機関				
↓		熊本県知事				

(裏面)

← 91mm →

↑		注 意 事 項	
		1	本修了証は、大切に保管し、作業中は必ず携帯すること。
5		2	本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付を受けること。
5		3	「備考」欄は、本人において記入しないこと。
m			
m			
↓		備考	

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 3 号様式

宿泊施設利用申請書

林業研究指導所長 様

住所

氏名

下記のとおり、熊本県林業研究指導所林業技術研修センターに宿泊したいの

で、熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項第 8 条の規定により申請します。

記

宿泊期間	年 月 日～ 年 月 日
受講する 研修・講習名	
本人連絡先	
保証人連絡先	

添付書類 誓約書

誓 約 書

熊本県林業研究指導所長 様

申請する熊本県林業研究指導所林業技術研修センターの宿泊に際しては、次の事項に従うことを誓約します。

- 1 林業研究指導所担当者の指示に従い、定められた諸規則を守り、節度ある団体生活を送ります。
- 2 建物、付属施設及び物品類は大切に取り扱い、私の責任により損傷又は亡失したときは、その責に応じます。
- 3 研修センターの規律を乱したり、講習生としてふさわしくない行為をした場合は、退所命令に従います。
- 4 火気に十分注意します。特に、喫煙は必ず所定の場所で行い、寝たばこは絶対にしません。

5 宿舎内での飲酒は、行いません。

6 室内は、常に整理整頓に努めます。

年 月 日

本人氏名

保証人氏名

※保証人は、事業体従事者においてはその事業主、その他の者については、誓約書における事項を遵守することを保証する者としてします。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 4 月 2 8 日から施行する。

熊 本 県 告 示 第 4 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇土都市計画道路 3・4・3号 水町大曲線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 宇土市新松原町字佐野免、城之浦町字南袋、字大坪、松原町字南袋、築籠町字道上、字道下、北段原町字島ノ内、字庄部、馬之瀬町字島ノ元の各一部
- 3 縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊 本 県 告 示 第 4 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇土都市計画道路 3・4・1号 本町松山線（高柳境目線）
 宇土都市計画道路 3・4・2号 宇土中央線
 宇土都市計画道路 3・5・4号 宇土駅本町線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 宇土市高柳町字高柳、字鎌田、栄町字惣御免、字浦田、新町一丁目字浦田、字新一丁目、本町一丁目字本一丁目、字門内、境目町字向中島、字柳町、字綾織、松山町字松下、字宮ノ前、字居屋敷、字東原、字西柳町、字六反田、字桶底、字長嶋、字東柳町、古保里町字八津江、字四度橋、字行田、字潤川、字五器田、立岡町字埜田、字西俣、一里木町字門内、字一里木、字里崎、南段原町字南、入地町字入地、字御領橋、栗崎町字下竹、伊無田町字友田、北段原町字島ノ内、浦田町字島ノ内、字浦田、新町四丁目字新四丁目、新町三丁目字新三丁目、本町四丁目字本四丁目、本町三丁目字本三丁目、新小路町字門内、字小路裏、旭町字綿打、善道寺町字綾織、字悪四郎、字五丁間、字西中受、字東中受、定府町字新屋敷、字里崎、字古城、古城町字塩田、神馬町字古城、字舞出、字馬場

下、三拾町字野原町、字野口、松原町字大坪、城之浦町字松原境、本町六丁目字石ノ瀬、本町五丁目字本五丁目、本町二丁目字本二丁目の各一部

3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 4 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	2 1 9 号	球磨郡球磨村大字一勝地丁字上村 4 2 2 番 5 6 地先から 同所 4 3 4 番地先まで	231.3	国防災
一般県道	神水川尻線 (一部、熊本 空港線と重 複)	熊本市画図町大字上無田字東五反田 2 0 5 番地先から 同町大字上無田字西五反田 1 7 5 番地先まで	239.0	単計改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県告示第 4 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 4 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	津留柳線	阿蘇郡高森町大字野尻字山ノ脇 1 4 2 5 番 1 地先から 同所 1 4 3 1 番 1 地先まで	86.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県告示第 4 2 5 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 1 年 4 月 2 0 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	人妻がうずく夜に～身悶え淫水～（オーピー） 色情セレブ妻 秘められた欲望（新東宝） 尼寺の痴漢 便所を覗け！（新日本） 保健室の先生 乳首を硬くして（新日本） セクハラ洗礼 乱れ喰い（オーピー） スチュワーデスの姉妹 完熟肢体（新日本） 不倫ごっこ 淫らに燃えた妻たち（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

マダムレズ 擦りあう快感 (新日本) やればスッキリ 生尻娘 (新東宝) 不純な制服 悶えた太もも (オーピー) 和服貞淑妻 濡袴を濡らす (新日本) ザ・妊婦 不倫! 多情! 淫乱! (新東宝)
--

熊本県告示第 4 2 6 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 1 1 5 条の 3 0 第 1 項の規定により指定調査機関として次のとおり指定したので、介護保険法施行令 (平成 1 0 年政令第 4 1 2 号) 第 3 7 条の 4 第 1 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称	所在地	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」	熊本県熊本市水前寺 六丁目 4 1 番 5 号	熊本県熊本市水前寺 六丁目 4 1 番 5 号	平成 2 1 年 4 月 1 日
特定非営利活動法人 九州評価機構	熊本県熊本市上通町 3 番 1 5 号	熊本県熊本市上通町 3 番 1 5 号	平成 2 1 年 4 月 1 日
財団法人総合健康推 進財団	東京都千代田区内神 田三丁目 3 番 4 号	熊本県熊本市二本木 四丁目 1 0 番 1 号	平成 2 1 年 4 月 1 日

公 告

熊本県公告第 2 3 3 号

測量法 (昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号) 第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (基盤地図情報整備作業)	平成 2 1 年 5 月 1 1 日から 平成 2 2 年 3 月 2 6 日まで	熊本市、玉名市、山鹿市、 鹿本郡植木町

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (基準点測量)	平成 2 1 年 6 月 1 日から 平成 2 1 年 1 2 月 2 1 日まで	八代市、阿蘇市、下益城郡 美里町、鹿本郡植木町、阿 蘇郡南小国町、同小国町、 上益城郡益城町、葦北郡芦 北町、球磨郡多良木町、同 五木村

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (基本重力測量)	平成 2 1 年 5 月 1 8 日から 平成 2 2 年 3 月 1 9 日まで	菊池郡大津町、同菊陽町、 上益城郡益城町

熊本県公告第 2 3 4 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(第 1 工区)
鹿本郡植木町大字伊知坊字有町 4 3 1 番 7、同 4 3 1 番 8、同 4 3 1 番 9、同 4 3 1

番 1 0、同 4 3 1 番 1 1、同 4 3 1 番 1 2、同 4 3 1 番 1 3、同 4 3 1 番 1 4、同 4 3 1 番 1 5、同 4 3 1 番 1 6、同 4 3 1 番 1 7、同 4 3 1 番 1 8、同 4 3 1 番 1 9、同 4 3 1 番 2 0、同 4 3 1 番 2 1、同 4 3 1 番 2 2、同 4 3 1 番 2 3、同 4 3 1 番 2 4、同 4 3 1 番 2 5、同 4 3 1 番 2 6、同 4 3 1 番 2 7、同 4 3 1 番 2 8、同 4 3 1 番 2 9、同 4 4 3 番 2、同 4 4 3 番 8、同 4 4 3 番 9、同 4 4 3 番 1 0、同 4 4 3 番 1 1 及 び 同 4 4 3 番 1 2

5, 7 7 6. 7 8 平 方 メ ー ト ル

2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名 (名 称)

鹿 本 郡 植 木 町 米 塚 8 5 6 - 3 1

株 式 会 社 肥 後 ハ ウ ス

熊 本 県 公 告 第 2 3 5 号

玉 名 市 に 事 務 所 を 置 く 玉 名 市 土 地 改 良 区 の 役 員 が 次 の と お り 就 任 し た 旨 の 届 出 が あ っ た の で、土 地 改 良 法 (昭 和 2 4 年 法 律 第 1 9 5 号) 第 1 8 条 第 1 7 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。
平 成 2 1 年 4 月 2 8 日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

役 職 名	氏 名	住 所
就 任		
理 事	島 津 勇 典	玉 名 市 山 田 1 6 4 0 番 地
理 事	萩 尾 義 鷹	玉 名 市 築 地 1 1 1 9 番 地 1
理 事	作 本 國 勝	玉 名 市 滑 石 1 4 0 7 番 地
理 事	堀 本 泉	玉 名 市 滑 石 4 3 2 2 番 地 2
理 事	蓑 田 凱 彰	玉 名 市 大 浜 町 2 4 2 4 番 地
理 事	蓑 田 誠 一	玉 名 市 大 浜 町 3 7 6 3 番 地 2
理 事	坂 西 良 治	玉 名 市 横 田 2 1 6 番 地
理 事	永 田 貞 光	玉 名 市 青 野 1 5 2 番 地
理 事	宇 田 英 二	玉 名 市 北 牟 田 4 8 8 番 地 3 1
理 事	堤 幸 佳	玉 名 市 両 迫 間 9 5 2 番 地
理 事	中 西 正	玉 名 市 玉 名 2 6 4 1 番 地 1
理 事	大 久 保 和 也	玉 名 市 下 1 8 2 2 番 地
理 事	城 戸 年 義	玉 名 市 富 尾 1 1 6 8 番 地 1
理 事	田 上 敏 夫	玉 名 市 岱 明 町 庄 山 3 9 0 番 地 1
理 事	大 本 公	玉 名 市 岱 明 町 野 口 2 2 0 1 番 地 1
理 事	境 久 男	玉 名 市 岱 明 町 山 下 1 0 1 0 番 地 2
理 事	原 口 邦 弘	玉 名 市 岱 明 町 高 道 1 6 3 1 番 地
理 事	吉 田 和 明	玉 名 市 岱 明 町 鍋 1 5 3 0 番 地 4
理 事	松 田 憲 明	玉 名 市 岱 明 町 下 沖 州 2 1 1 番 地 2
理 事	永 田 光 秀	玉 名 市 横 島 町 横 島 7 1 0 番 地
理 事	島 村 秀 敏	玉 名 市 横 島 町 横 島 2 8 5 3 番 地
理 事	前 川 勝	玉 名 市 横 島 町 横 島 1 0 8 0 6 番 地 2
理 事	小 山 和 文	玉 名 市 横 島 町 横 島 1 0 3 7 0 番 地 2
理 事	寺 本 清 勝	玉 名 市 横 島 町 横 島 5 9 9 2 番 地
理 事	吉 田 勝 也	玉 名 市 天 水 町 小 天 8 3 0 4 番 地
理 事	亀 丸 武 征	玉 名 市 天 水 町 竹 崎 4 0 3 番 地
理 事	中 村 亘	玉 名 市 天 水 町 小 天 2 3 2 番 地
理 事	村 上 孝 義	玉 名 市 天 水 町 尾 田 1 7 0 9 番 地
理 事	小 山 洋 一	玉 名 市 大 浜 町 5 3 2 2 番 地 2
理 事	大 家 泉	玉 名 市 横 島 町 共 栄 6 1 番 地
理 事	岡 本 高 光	玉 名 市 横 島 町 共 栄 3 7 9 番 地
監 事	小 川 純 功	玉 名 市 滑 石 3 5 1 3 番 地 8
監 事	高 村 四 郎	玉 名 市 下 小 田 8 7 4 番 地 1
監 事	立 野 興 一	玉 名 市 横 島 町 横 島 9 7 8 6 番 地

熊 本 県 公 告 第 2 3 6 号

上 益 城 郡 益 城 町 に 事 務 所 を 置 く 益 城 町 土 地 改 良 区 の 役 員 が 次 の と お り 退 任 及 び 就 任 し た

旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	森下 誠也	上益城郡嘉島町大字下六嘉2436番地
就任 理事	坂崎 大登	上益城郡嘉島町大字下六嘉3715番地1

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第28号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成21年4月28日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

1 指示内容

6月1日から6月15日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示区域

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次に結んだ線（有共第21号共同漁業権漁場の外縁）と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）

基点2 熊本県漁場基点有第16号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）

基点3 熊本県漁場基点有第20号（熊本市海路口町二ノ丸、二ノ丸新角）

基点4 熊本県漁場基点天第1号（上天草市大矢野町三角灯台）

ア 基点1と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分、272メートルのところ

イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるころ

ウ 基点1から竹崎島山頂を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（同漁場境界標石柱）を結んだ線の中央点から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

エ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線と福岡県柳川市大字七ツ家字永松の南西角と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角を結んだ線の中央点から三角岳山頂を見通した線とが交わるころ

オ 基点1から竹崎島夜灯鼻灯台を見通した線上、基点1から9,000メートルのところ

カ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ55度47分、13,545メートルのところ

キ 基点3と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点3を基点として右へ255度、12,640メートルのところ

ク ケとサを見通した線上、ケから5,272メートルのところ

ケ 基点4から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

コ 基点4から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるころ

サ 基点4と三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ249度10分、1,500メートルのところ

3 指示の期間

平成21年4月30日から平成22年4月29日まで

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第29号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成21年4月28日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男

1 指示の内容

熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅12mm未満のアサリを採捕してはならない。

- 2 指示の期間
平成21年4月30日から平成22年4月29日まで

ようこそくまもと観光審議会公告第1号

ようこそくまもと観光審議会の会議を次のとおり開催する。
平成21年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成21年4月30日(木)
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 行政棟新館2階 AV会議室
- 3 議題
(1) 「くまもと観光賞」の選考について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるため、プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
ようこそくまもと観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光交流国際課 総務企画班)
(電話096-333-2332)